
参 考 編

1. 財産評価明細書等
2. 奥行価格補正率表等
3. 奥行価格補正率表等
(学習用)

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）

セットバックを 必要とする 宅地の評価額	(自用地の評価額) $\left(\frac{\text{(自用地の評価額)}}{\text{円}} - \left(\frac{\text{(該当地積)}}{\text{総地積}} \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times 0.7 \right) \right)$	(自用地の評価額) 円	N	(令和六年分以降用)
都市計画道路 区域宅地 の 評価額	(自用地の評価額) (補正率) 円 × 0.	(自用地の評価額) 円	O	
大規模工場用地等 の評価額	○ 大規模工場用地等 (正面路線価) 円 × (地積) m ² × (地積が20万m ² 以上の場合は0.95)	円	P	
	○ ゴルフ場用地等 (宅地とした場合の価額) (地積) (1 m ² 当たり) の造成費 (地積) 円 × (m ²)	円	Q	
区分所有財産に係る 敷地利用権の評価額	(自用地の評価額) (敷地利用権(敷地権)の割合) 円 × _____	(自用地の評価額) 円	R	
	区分所有財産に係る 敷地利用権の評価額 (区分所有補正率) 円 × _____	(自用地の評価額) 円	S	
総額 計 算 に よ る 価 額	利用区分	算 式	総 額	記号
	貸宅地	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 × (1 - 0.)	円	T
	貸家建付地	(自用地の評価額又はV) (借地権割合) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × (1 - 0.) × 0. × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	U
	(目的となる土地の権) 権	(自用地の評価額) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	V
	借地権	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 × 0.	円	W
	貸借家建付権	(W, AD のうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × (1 - 0.) × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	X
	転貸借地権	(W, AD のうちの該当記号) (借地権割合) 円 × (1 - 0.)	円	Y
	転借権	(W, X, AD のうちの該当記号) (借地権割合) 円 × 0.	円	Z
	借家人の権利	(W, Z, AD のうちの該当記号) (借家権割合) (賃借割合) 円 × 0. × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	AA
	権	(自用地の評価額) (割合) 円 × 0.	円	AB
競合する権利の競合する場合の競合する権利と	競合する権利が競合する場合の競合する権利と	(T, V のうちの該当記号) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	AC
	他の競合する権利と	(W, AB のうちの該当記号) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	AD
備考				

(注) 区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合については、備考欄等で計算してください。

(資4-25-2-A4統一)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

F D 3 5 4 9

第11・11の2表の付表1 (令和6年1月分以降用)

この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

		被相続人			
<p>この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。 (注) この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1(続)を使用します。</p>					
<p>1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。 私(私たちは)、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部(「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等)の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。</p>					
氏名					
(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。					
<p>2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類: ① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等</p>					
選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類 1～4の番号を記します。	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等(「限度面積要件」を満たす宅地等)の面積		
		② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等(④× $\frac{2}{3}$)の価額		
		③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額(⑥×⑨)		
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額(④-⑦)		
	<input type="checkbox"/>	① ()	⑤	⑥	
		②	⑦	⑧	
		③	⑦	⑧	
		④	⑦	⑧	
	<input type="checkbox"/>	① ()	⑤	⑥	
		②	⑦	⑧	
		③	⑦	⑧	
		④	⑦	⑧	
<input type="checkbox"/>	① ()	⑤	⑥		
	②	⑦	⑧		
	③	⑦	⑧		
	④	⑦	⑧		
<p>(注) ① ①欄の「()」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③又は④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 ② 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「貸割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1(別表1)を作成します。 ③ 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1(別表1の2)を作成します。 ④ ⑧欄の金額を第11表の付表1の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。</p>					
<p>○ 「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。</p>					
小規模宅地等の区分		被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等	
小規模宅地等の種類		① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等
⑨ 減額割合		$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{50}{100}$
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計		mi	mi	mi	mi
⑪ 限度面積	小規模宅地等のうちに④貸付事業用宅地等がない場合	①の⑩の面積		②の⑩及び③の⑩の面積の合計	
	小規模宅地等のうちに④貸付事業用宅地等がある場合	①の⑩の面積		②の⑩及び③の⑩の面積の合計	
		mi ≤ 330mi		mi ≤ 400mi	
		①の⑩の面積		②の⑩及び③の⑩の面積の合計	
		mi × $\frac{200}{330}$		mi × $\frac{200}{400}$ +	
		mi ≤ 200mi		mi ≤ 200mi	
(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類(「4 貸付事業用宅地等」の選択の有無)に応じて、⑩欄(イ又はロ)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。					

※この項目は記入する必要があります。

※ 税務署 整理欄	年分	名簿番号	申告年月日	一連番号	グループ番号	補完
-----------	----	------	-------	------	--------	----

第11・11の2表の付表1(令6.7)

(資4-20-12-3-1-A4統一)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1）

被相続人

第11・11の2表の付表1（別表1）（令和6年1月分以降用）

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注1）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します（注2）。
 1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
 2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
 （注）1 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
 2 一の宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用の供される宅地等である場合には、この計算明細書によらず、第11・11の2表の付表1（別表1の2）を使用してください。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。

- (1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
- (2) 上記2に該当する場合には、①欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	①宅地等の面積	㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積 (㎡)
		評価額 (円)
A ①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)	②	⑧
B ①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	⑨
C ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の時ににおいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地)	④	⑩
D ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (Cに該当する部分以外の部分の敷地)	⑤	⑪
E ①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑫
F ①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑬

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。

- (1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
- (2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
- (3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「④取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の評価額」欄に転記します。
- (4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1-2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表の付表1に転記します。

宅地等の取得者氏名	④持分割合		/			
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）	
	面積 (㎡)	評価額 (円)	面積 (㎡)	評価額 (円)	面積 (㎡)	評価額 (円)
A	②×④	⑧×④				
B	③×④	⑨×④				
C	④×④	⑩×④				
D	⑤×④	⑪×④				
E	⑥×④	⑫×④				
F	⑦×④	⑬×④				

宅地等の取得者氏名	⑤持分割合		/			
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）	
	面積 (㎡)	評価額 (円)	面積 (㎡)	評価額 (円)	面積 (㎡)	評価額 (円)
A	②×⑤	⑧×⑤				
B	③×⑤	⑨×⑤				
C	④×⑤	⑩×⑤				
D	⑤×⑤	⑪×⑤				
E	⑥×⑤	⑫×⑤				
F	⑦×⑤	⑬×⑤				

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1の2）

被相続人

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される宅地等（以下「居住建物の敷地の用に供される土地」といいます。）又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「配偶者居住権に基づく敷地利用権」といいます。）の全部又は一部である場合に作成します。
 なお、この計算明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。
 （注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

第11・11の2表の付表1（別表1の2）（令和6年1月分以降用）

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額			
宅地等の所在地		①宅地等の面積	㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）	評価額（円）
		配偶者居住権に基づく敷地利用権	居住建物の敷地の用に供される土地
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	⑤
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	⑥
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時点において継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑦
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑧
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑨
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑩

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額						
i 配偶者居住権に基づく敷地利用権の取得者氏名						
1 利用区分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）		
面積（㎡）		面積（㎡）		面積（㎡）		
評価額（円）		評価額（円）		評価額（円）		
A	$\frac{\text{②} \times \text{⑧}}{\text{⑤} + \text{⑧}}$	⑧				
B	$\frac{\text{③} \times \text{⑥}}{\text{⑥} + \text{⑥}}$	⑩				
C	$\frac{\text{④} \times \text{⑦}}{\text{⑥} + \text{⑦}}$	⑪				
D	$\frac{\text{⑤} \times \text{⑨}}{\text{⑥} + \text{⑨}}$	⑫				
E	$\frac{\text{⑥} \times \text{⑩}}{\text{⑥} + \text{⑩}}$	⑬				
F	$\frac{\text{⑦} \times \text{⑩}}{\text{⑥} + \text{⑩}}$	⑭				
ii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名		⑳持分割合				
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）		
面積（㎡）		面積（㎡）		面積（㎡）		
評価額（円）		評価額（円）		評価額（円）		
A	$\frac{\text{②} \times \text{⑭}}{\text{⑥} + \text{⑭}} \times \text{㉑}$	⑭ × ㉑				
B	$\frac{\text{③} \times \text{⑫}}{\text{⑥} + \text{⑫}} \times \text{㉑}$	⑮ × ㉑				
C	$\frac{\text{④} \times \text{⑬}}{\text{⑥} + \text{⑬}} \times \text{㉑}$	⑯ × ㉑				
D	$\frac{\text{⑤} \times \text{⑪}}{\text{⑥} + \text{⑪}} \times \text{㉑}$	⑰ × ㉑				
E	$\frac{\text{⑥} \times \text{⑩}}{\text{⑥} + \text{⑩}} \times \text{㉑}$	⑱ × ㉑				
F	$\frac{\text{⑦} \times \text{⑩}}{\text{⑥} + \text{⑩}} \times \text{㉑}$	⑲ × ㉑				
iii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名		㉒持分割合				
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）		
面積（㎡）		面積（㎡）		面積（㎡）		
評価額（円）		評価額（円）		評価額（円）		
A	$\frac{\text{②} \times \text{⑭}}{\text{⑥} + \text{⑭}} \times \text{㉒}$	⑭ × ㉒				
B	$\frac{\text{③} \times \text{⑫}}{\text{⑥} + \text{⑫}} \times \text{㉒}$	⑮ × ㉒				
C	$\frac{\text{④} \times \text{⑬}}{\text{⑥} + \text{⑬}} \times \text{㉒}$	⑯ × ㉒				
D	$\frac{\text{⑤} \times \text{⑪}}{\text{⑥} + \text{⑪}} \times \text{㉒}$	⑰ × ㉒				
E	$\frac{\text{⑥} \times \text{⑩}}{\text{⑥} + \text{⑩}} \times \text{㉒}$	⑱ × ㉒				
F	$\frac{\text{⑦} \times \text{⑩}}{\text{⑥} + \text{⑩}} \times \text{㉒}$	⑲ × ㉒				

特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細	被相続人
<p>○ この表は、特定事業用宅地等として小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受けようとする宅地等のうち特定宅地等（相続開始前3年以内に新たに被相続人等^(注1)の事業^(注2)の用に供されたものをいいます。以下同じです。）、^(注3)が含まれる場合に、その特定宅地等に係る事業が租税特別措置法施行令第40条の2第8項に規定する規模以上のものであることを判定するために使用します。</p> <p>○ 特定宅地等が複数ある場合には、特定宅地等ごとに作成します。</p> <p>(注) 1 被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいいます。 2 租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する事業をいいます。 3 平成31年3月31日以前に新たに被相続人等の事業の用に供された宅地等は、特定宅地等には含まれません。</p>	

1 相続開始前3年以内に新たに被相続人等の事業の用に供された宅地等の明細			
(注) 「②①の宅地等の面積」欄は、その宅地等が数人の共有に属していた場合には、被相続人が有していた持分に応ずる面積を記入してください。			
①特定宅地等を含む一の宅地等の所在地		②①の宅地等の面積	㎡
③事業主宰者の氏名	被相続人・生計一親族（いずれかに○）	④③の特定宅地等に係る事業内容	
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）	相続開始時の価額（円）
⑤	②のうち④の事業の用に供されていた宅地等		
⑥	⑤のうち相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（特定宅地等）[事業の用に供された日：平成・令和 年 月 日]		A

2 1④の事業の用に供されていた減価償却資産の明細等								
(注) 1 記入の対象となる減価償却資産は、1④の事業の用に供されていた次に掲げるもののうち1③の事業主宰者が有していたものに限ります。								
(1) 1⑥の宅地等の上存する建物（その附属設備を含む。）又は構築物								
(2) 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産で1⑥の宅地等の上で行われる1④の事業に係る業務の用に供されていたもの（(1)を除きます。）								
2 「①相続開始時における価額」欄は、減価償却資産が数人の共有に属していた場合には、1③の事業主宰者が有していた持分に応ずる価額を記入してください。								
3 「②事業専用割合」欄は、減価償却資産のうち1④の事業の用以外の用に供されていた部分がある場合には、1④の事業の用に供されていた部分の割合を記入してください（それ以外の場合には、「 $\frac{1}{1}$ 」と記入してください。）。								
種類	細目	利用区分等	所在場所等	数量	単価	① 相続開始時 における価額	② 事業専用 割合	③ (①×②)
				固定資産税 評価額	倍数			
						円	—	円
							—	
							—	
							—	
							—	
							—	
							—	
							—	
							—	
							—	
計								B

3 1④の事業が租税特別措置法施行令第40条の2第8項に規定する規模以上の事業であることの判定	
$(B \text{ 円} \div A \text{ 円}) \times 100 =$	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> . % </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; font-size: small; margin-left: 10px;"> 15%未満になった場合には、1⑥については特例適用不可 </div>

(令2.7) (資4-20-12-3-8-A4統一)

市街地農地等の評価明細書

市街地農地 市街地山林
市街地周辺農地 市街地原野

(平成十八年分以降用)

所在地番			
現況地目		① 地積	㎡
評価の基とした宅地の1平方メートル当たりの評価額	所在地番		
	② 評価額の計算内容	③ (評価額) 円	
評価する農地等が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの評価額	④ 評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容	⑤ (評価額) 円	

宅地造成費の計算	平地	整地費	(整地を要する面積) (1 ㎡当たりの整地費) ㎡ × 円	⑥ 円	
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 ㎡当たりの伐採・抜根費) ㎡ × 円	⑦ 円	
		地盤改良費	(地盤改良を要する面積) (1 ㎡当たりの地盤改良費) ㎡ × 円	⑧ 円	
	平坦	土盛費	(土盛りを要する面積) (平均の高さ) (1 ㎡当たりの土盛費) ㎡ × m × 円	⑨ 円	
		土止費	(擁壁面の長さ) (平均の高さ) (1 ㎡当たりの土止費) m × m × 円	⑩ 円	
		合計額の計算	⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩	⑪ 円	
			1 ㎡当たりの計算	⑪ ÷ ①	⑫ 円
	傾斜地	傾斜度に係る造成費	(傾斜度) 度	⑬ 円	
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 ㎡当たりの伐採・抜根費) ㎡ × 円	⑭ 円	
		1 ㎡当たりの計算	⑬ + (⑭ ÷ ①)	⑮ 円	

市街地農地等の評価額	(⑤ - ⑫ (又は ⑮)) × ① (注) 市街地周辺農地については、さらに0.8を乗ずる。	円
------------	--	---

- (注) 1 「②評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等については、評価の基とした宅地の固定資産税評価額及び倍率を記載し、路線価地域内の市街地農地等については、その市街地農地等が宅地である場合の画地計算の内容を記載してください。なお、画地計算が複雑な場合には、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」を使用してください。
- 2 「④評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等について、「③評価額」欄の金額と「⑤評価額」欄の金額とが異なる場合に記載し、路線価地域内の市街地農地等については記載の必要はありません。
- 3 「傾斜地の宅地造成費」に加算する伐採・抜根費は、「平坦地の宅地造成費」の「伐採・抜根費」の金額を基に算出してください。

(資4-26-A4統一)

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

会社名	(電話)		本店所在地									
代表者氏名			事業内容		取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種番号	取引金額の構成比					
課税時期	年 月 日						%					
直前期	自 年 月 日 至 年 月 日											
1. 株主及び評価方式の判定					納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。							
判定要素(課税時期現在)の株式等所有状況	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	①株式数(株式の種類)	②議決権数	③議決権割合(②/①)	区別		株主の区分			
							筆頭株主グループの議決権割合(⑥の割合)					
		納税義務者		株	個	%		50%超の場合	30%以上50%以下の場合	30%未満の場合		
								⑤	50%超	30%以上	15%以上	同族株主等
								割合	50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主
								判定	同族株主等(原則的評価方式等)		同族株主等以外の株主(配当還元方式)	
							判定	「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(③の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。				
					2. 少数株式所有者の評価方式の判定							
							項目	判定内容				
							氏名					
							役員	である(原則的評価方式等)・でない(次の⑧へ)				
							⑧納税義務者が中心的な同族株主	である(原則的評価方式等)・でない(次の⑨へ)				
							⑨納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式)・がない(原則的評価方式等)(氏名)				
	自己株式						判定	原則的評価方式等・配当還元方式				
	納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				②	⑤	(②/④)					
	筆頭株主グループの議決権の合計数				③	⑥	(③/④)					
	評価会社の発行済株式又は議決権の総数				①	④	100					

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続)

会社名 _____

(令和六年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

3. 会社の規模(Lの割合)の判定									
判 定 要 素	項 目	金 額			項 目	人 数			
	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	千円			直前期末以前1年間 における従業員数	_____人			
	直前期末以前1年間 の取引金額	千円				[従業員数の内訳] [継続勤務従業員数] [継続勤務従業員以外の従業員 (従業員数) (員の労働時間の合計時間数)] (_____ 時間) (_____ 人) + _____ 1,800時間			
① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分					70人以上の会社は、大会社⑦及び⑧は不要				
					70人未満の会社は、⑦及び⑧により判定				
判 定 基 準	⑦ 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				⑧ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合(中会社)の区分	
	総資産価額(帳簿価額)			従業員数	取引金額				
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
	4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90	中 会 社
	2億円以上 4億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3億5,000万円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75	
	7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 2億円未満	0.60	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社		
・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、⑦欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と⑧欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。									
判 定	中 会 社			小 会 社	/				
	L の 割 合								
	0.90	0.75	0.60						
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項									

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1. 比準要素数1の会社		判 定 要 素						判定基準 ①)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、②)欄のいずれか2以上の判定要素がある(該当)・でない(非該当)	判定	該 当 非 該 当	
		(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素						
		第4表の①)の金額	第4表の②)の金額	第4表の③)の金額	第4表の④)の金額	第4表の⑤)の金額	第4表の⑥)の金額				
		円	銭	円	円	銭	円	円			
			0			0					
2. 株式等保有特定会社		判 定 要 素						判定基準 ③)の割合が50%以上である	判定	該 当 非 該 当	
		総資産価額(第5表の①)の金額	株式等の価額の合計額(第5表の④)の金額	株式等保有割合(②/①)							
		①	千円	②	千円	③	%				
3. 土地保有特定会社		判 定 要 素						会社の規模の判定(該当する文字を○で囲んで表示します。)			
		総資産価額(第5表の①)の金額	土地等の価額の合計額(第5表の③)の金額	土地保有割合(⑤/④)							
		④	千円	⑤	千円	⑥	%	大会社・中会社・小会社			
		判定基準		会社の規模		大会社	中会社	小 会 社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)			
				⑥)の割合	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上
				該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当
4. 開業後3年未満の会社		判 定 要 素		判 定 基 準		課税時期において開業後3年未満である		課税時期において開業後3年未満でない			
		開業年月日	年	月	日	判 定	該 当		非 該 当		
(2)比準要素数0の会社等		判 定 要 素		直前期末を基とした判定要素			判定基準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当)・でない(非該当)			
				第4表の⑤)の金額	第4表の⑥)の金額	第4表の⑦)の金額					
				円	銭	円	円				
					0						
5. 開業前又は休業中の会社		開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社				判 定	
		該 当	非 該 当	該 当	非 該 当					該 当	非 該 当
7. 特定の評価会社の判定結果		1. 比準要素数1の会社		2. 株式等保有特定会社		3. 土地保有特定会社		4. 開業後3年未満の会社等			
		5. 開業前又は休業中の会社		6. 清算中の会社		該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。					

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

(令和六年一月一日以降用)

1 原則的評価方式による価額 (取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額(第4表の㉖、㉗又は㉘の金額) ① 円	1株当たりの純資産価額(第5表の㉑の金額) ② 円	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の㉒の記載がある場合のその金額) ③ 円			
	1株当たりの価額の算定方法					1株当たりの価額		
	区分	1株当たりの価額の算定方法				1株当たりの価額		
	1株当たりの株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額(②の記載がないときは①の金額) イ ①の金額 ロ ②の金額				④ 円		
	中会社の株式の価額	$(\text{①と②のいずれか低い方の金額} \times L \text{の割合}) + (\text{②の金額} \text{ (③の金額があるときは③の金額)} \times (1 - L \text{の割合})) \div 0.$				⑤ 円		
	小会社の株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額(③の金額があるときは③の金額) ロ $(\text{①の金額} \times 0.50) + (\text{イの金額} \times 0.50)$				⑥ 円		
	株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 ④、⑤又は⑥の金額			1株当たりの配当金額 円 銭	修正後の株式の価額 ⑦ 円	
		課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 $(\text{④、⑤又は⑥の金額} \text{ (⑦があるときは⑦)} +$	割当株式1株当たりの払込金額 円	1株当たりの割当株式数 株	1株当たりの割当株式数又は交付株式数 株	修正後の株式の価額 ⑧ 円	
	2 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等		直前期末の資本金等の額 ⑨ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑩ 株	直前期末の自己株式数 ⑪ 株	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑨ ÷ 50 円) 株	1株当たりの資本金等の額 (⑨ ÷ (⑩ - ⑪)) 円
		直前期末以前2年間の配当金額	事業年度	⑭ 年配当金額 千円	⑮ 左のうち非経常的な配当金額 千円	⑯ 差引経常的な年配当金額 (⑭ - ⑮) 千円	年平均配当金額 ⑰ $(\text{⑭} + \text{⑯}) \div 2$ 千円	
直前期			千円	千円	⑱ 千円			
直前々期			千円	千円	千円			
1株(50円)当たりの年配当金額		年平均配当金額(⑰の金額) ÷ ⑫の株式数 = ⑳ 円 銭				この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。		
配当還元価額		$\frac{\text{⑳の金額}}{10\%} \times \frac{\text{㉑の金額}}{50\text{円}} =$			㉒ 円	㉓の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。		
3 株式に関する権利の価額(1.及び2.に共通)	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 (円 銭) - (円 銭)		⑳ 円 銭		4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)		
	株式の割当てを受ける権利(割当株式1株当たりの価額)	⑳ (配当還元方式の場合は㉒)の金額 - 割当株式1株当たりの払込金額		㉑ 円		株式の評価額		
	株主となる権利(割当株式1株当たりの価額)	㉓ (配当還元方式の場合は㉒)の金額 (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉑ 円		円 (円 銭)		
	株式無償交付期待権(交付される株式1株当たりの価額)	㉓ (配当還元方式の場合は㉒)の金額		㉑ 円		株式に関する権利の評価額		

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名

令和六年一月一日以降用

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算		① 千円	② 株	③ 株	④ 株	⑤ 円	株				
直前期末の資本金等の額		直前期末の発行済株式数		直前期末の自己株式数		1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③))	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)				
2. 比準要素等の金額の計算		直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額					
1株50円当たりの年平均配当金額	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち非経常的な配当金額	⑧ 差引経常的な年配当金額(⑦-⑧)	年平均配当金額		$\frac{⑨}{⑤}$	⑩ 円 銭				
直前期	千円	千円	千円	⑨(⑦+⑧)÷2 千円		$\frac{⑩}{⑤}$	⑪ 円 銭				
直前々期	千円	千円	千円	⑩(⑦+⑧)÷2 千円		1株(50円)当たりの年配当金額(⑥)の金額					
直前々前期	千円	千円	千円			⑬	円 銭				
1株50円当たりの年利益金額		直前期末以前2(3)年間の利益金額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額					
事業年度	⑪法人税の課税所得金額	⑫非経常的な利益金額	⑬受取配当等の益金不算入額	⑭左の所得税額	⑮損金算入した繰越欠損金の控除額	⑯差引利益金額(⑪-⑫+⑬-⑭+⑮)	⑰ 円				
直前期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑱又は(⑰+⑱)÷2 ⑲ 円				
直前々期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑲又は(⑰+⑱)÷2 ⑲ 円				
直前々前期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1株(50円)当たりの年利益金額 〔 $\frac{⑰}{⑳}$ 又は(⑰+⑱)÷2 ⑲〕の金額				
直前々前期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	㉑ 円				
1株50円当たりの純資産価額		直前期末(直前々期末)の純資産価額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額					
事業年度	⑲ 資本金等の額	⑳ 利益積立金額	㉑ 純資産価額(⑲+⑳)		$\frac{㉒}{㉓}$	㉒ 円					
直前期	千円		千円		$\frac{㉒}{㉓}$	㉒ 円					
直前々期	千円		千円		$\frac{㉒}{㉓}$	㉒ 円					
直前々前期	千円		千円		$\frac{㉒}{㉓}$	㉒ 円					
3. 類似業種比準価額の計算		類似業種と業種目番号		区分		1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額		
1株50円当たりの株	類似業種と業種目番号	(No.)		比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額		
	課税時期の属する月	月	⑳ 円			評 価 社	㉒	円 銭	㉓	円	※ ⑳ × ㉒ × 0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)
	課税時期の属する月の前月	月	㉑ 円			類 似 種	B	円 銭	C	円	
	課税時期の属する月の前々月	月	㉒ 円			要 素 別 比 準 割 合	㉒		㉓	㉔	
前年平均株価	㉓ 円	A $\frac{㉒ + ㉑ + ㉔}{3}$ のうち最も低いもの		比 準 合	$\frac{㉒}{㉓} + \frac{㉑}{㉔} + \frac{㉔}{㉒} = ㉕$			㉕ 円 銭			
課税時期の属する月以前2年間の平均株価	㉔ 円								0		
比準価額の計算	類似業種と業種目番号	(No.)		比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額		
	課税時期の属する月	月	㉕ 円			評 価 社	㉒	円 銭	㉓	円	※ ⑳ × ㉒ × 0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)
	課税時期の属する月の前月	月	㉖ 円			類 似 種	B	円 銭	C	円	
	課税時期の属する月の前々月	月	㉗ 円			要 素 別 比 準 割 合	㉒		㉓	㉔	
前年平均株価	㉘ 円	A $\frac{㉕ + ㉖ + ㉗}{3}$ のうち最も低いもの		比 準 合	$\frac{㉒}{㉓} + \frac{㉖}{㉔} + \frac{㉔}{㉒} = ㉙$			㉙ 円 銭			
課税時期の属する月以前2年間の平均株価	㉙ 円								0		
計		1株当たりの比準価額		比準価額(㉕と㉙とのいずれか低い方の金額)		× $\frac{㉒の金額}{50円}$		㉚ 円			
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額(㉕の金額) - 円 銭		1株当たりの配当金額				修正比準価額			
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	比準価額(㉕(㉖があるときは㉖)の金額) + 円 銭 × 株) ÷ (1株 + 株)		割当株式1株当たりの払込金額		1株当たりの割当株式数		1株当たりの割当株式数又は交付株式数			

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	1. 純資産価額方式等による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額(第4表の⑯、⑰又は⑱の金額)	1株当たりの純資産価額(第5表の⑩の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の⑫の記載がある場合のその金額)	(令和六年一月一日以降用)						
		①	円	②	円		③	円				
1株当たりの価額の計算	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等			1株当たりの価額	円						
	比準要素数1の会社の株式	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額(③の金額があるときは③の金額) ロ (①の金額 × 0.25) + (イの金額 × 0.75)			④	円						
	株式等保有特定会社の株式	(第8表の⑳)の金額			⑤	円						
	土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑥	円						
	開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑦	円						
	開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)			⑧	円						
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 { ④、⑤、⑥、⑦ 又は⑧の金額 }	1株当たりの配当金額 -	円	修正後の株式の価額 ⑨	円						
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 { ④、⑤、⑥、⑦又は⑧ ⑨があるときは⑨の金額 }	割当株式1株当たりの払込金額 ×	1株当たりの割当株式数 (1株+株)	1株当たりの割当株式数又は交付株式数 ÷	修正後の株式の価額 ⑩	円					
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額 ⑪	千円	直前期末の発行済株式数 ⑫	株	直前期末の自己株式数 ⑬	株	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪ ÷ 50円)	⑭	株	1株当たりの資本金等の額 (⑪ ÷ (⑫ - ⑬))	円
	直前期末以前2年間の配当金額	事業年度	⑯年配当金額	千円	⑰左のうち非経常的な配当金額	千円	⑱差引経常的な年配当金額 (⑯ - ⑰)	千円	年平均配当金額 ⑲ (⑱ + ⑳) ÷ 2	千円		
	直前期	千円	千円	⑳	千円							
	直前々期	千円	千円	㉑	千円							
1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑲の金額) ÷ ⑭の株式数 = ㉒					円	銭	この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。				
配当還元価額	⑳の金額 × ⑲の金額 ÷ 50円 = ㉓					円	銭	㉔の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。				
3. 株式に関する権利の価額	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 (円 銭)	-	源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭)	㉖	円	銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)				
	株式の割当てを受ける権利(割当株式1株当たりの価額)	⑳(配当還元方式の場合は㉒)の金額	-	割当株式1株当たりの払込金額 円	㉗	円	銭	株式の評価額 円				
	株主となる権利(割当株式1株当たりの価額)	㉘(配当還元方式の場合は㉒)の金額(課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)			㉙	円	銭	株式に関する権利の評価額 円 (円 銭)				
	株式無償交付期待権(交付される株式1株当たりの価額)	㉚(配当還元方式の場合は㉒)の金額			㉛	円	銭	株式に関する権利の評価額 円				

第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1	受取配当金等	事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)	受取配当金等取受割合 (⑦÷(⑦+⑧)) ※小数点以下3位未満切り捨て			
	取受割合の計算	受取配当金等の額	千円	千円	千円	⑨			
S1	⑩-⑬の金額	1株(50円)当たりの年 配当金額(第4表の⑩)	⑭の金額 (③×⑤)		⑮-⑭の金額 (③-④)				
		円 銭	④	円 銭	⑤	円 銭			
C	⑯-⑰の金額	1株(50円)当たりの年 利益金額(第4表の⑯)	⑱の金額 (⑥×⑦)		⑲-⑱の金額 (⑥-⑦)				
		円	⑦	円	⑧	円			
金	⑳-㉑の金額	(イ) 1株(50円)当たりの純 資産価額(第4表の㉑)	直前期末の株式等 の帳簿価額の合計額		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)				
		円	⑩	千円	⑪	千円			
額	㉒-㉓の金額	利益積立金額 (第4表の㉒の「直前期」欄の金額)	1株当たりの資本金等 の額を50円とした場合 の発行済株式数 (第4表の㉓の株式数)		(イ)の金額 (⑩×(㉒÷㉓))				
		千円	⑬	株	⑫	円			
	㉔-㉕の金額	⑭の金額 (⑫+⑬)	㉖-㉔の金額 (⑨-⑫)		(注) 1 ㉔の割合は、1を上限とします。 2 ㉕の金額は、⑭の金額(⑨の金額)を上限とします。				
		円	⑭	円					
1株(50円)当たり	類似業種の業種目番号	(No.)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額	
		課税時期の属する月	月	⑮	円	銭	⑯	円	円
の株	の株	課税時期の属する月の前月	月	⑰	円	銭	⑰	円	※ ⑮×⑰×0.7 ※ {中会社は0.6 小会社は0.5 とします。}
		課税時期の属する月の前々月	月	⑰	円	銭	⑰	円	
の株	の株	前年平均株価	円	⑱	要素別比準割合		⑱	⑲ 円 銭	
		課税時期の属する月以前2年間の平均株価	円	⑲	⑱	⑱	⑱		
の株	の株	A(⑳、㉑、㉒、㉓及び㉔のうち最も低いもの)	円	⑳	比準割合		⑳	⑳ 円 銭	
		課税時期の属する月以前2年間の平均株価	円	⑳	⑱	⑱	⑱		
修正	の株	類似業種の業種目番号	(No.)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
		課税時期の属する月	月	㉑	円	銭	⑳	円	円
計	の株	課税時期の属する月の前月	月	㉑	円	銭	⑳	円	※ ㉑×㉑×0.7 ※ {中会社は0.6 小会社は0.5 とします。}
		課税時期の属する月の前々月	月	㉑	円	銭	⑳	円	
算)	の株	前年平均株価	円	㉑	要素別比準割合		㉑	㉑ 円 銭	
		課税時期の属する月以前2年間の平均株価	円	㉑	㉑	㉑	㉑		
修正	の株	A(㉒、㉓、㉔、㉕及び㉖のうち最も低いもの)	円	㉑	比準割合		㉑	㉑ 円 銭	
		課税時期の属する月以前2年間の平均株価	円	㉑	㉑	㉑	㉑		
算)	の株	1株当たりの比準価額	比準価額 (㉑と㉑とのいずれか低い方の金額) × 第4表の④の金額 50円		⑲		円	修正比準価額	
		直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額 (㉑の金額) - 円 銭		1株当たりの配当金額		⑳		円
修正	の株	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	比準価額 (㉑、㉑があるときは㉑)の金額) + 円 銭 ×		1株当たりの割当株式数 1株当たりの割当株式数又は交付株式数		⑳	円	

第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

会社名

令和六年一月一日以降用

1. S ₁ の金額	相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)		課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額)	差引 (①-②)	
	①	千円	②	千円	
	帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の⑧+⑨-⑩の金額)(注)	差引 (④-⑤)	
	④	千円	⑤	千円	
	評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	課税時期現在の修正純資産価額 (相続税評価額) (③-⑧)	
	⑦	千円	⑧	千円	
	課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の1株当たりの純資産価額(相続税評価額) (⑨÷⑩)	(注) 第5表の⑨及び⑩の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。	
	⑩	株	⑪	円	
	1株当たりのS ₁ の金額 の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第7表の⑭、⑮又は⑯の金額)	修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑪の金額)	
	⑫		円	⑬	
1株当たりのS ₁ の金額の計算	区分	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法		1株当たりのS ₁ の金額	
	比準要素数1である会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額 × 0.25) + (⑬の金額 × 0.75)		⑭	
	上記以外の会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑫の金額) イ ⑫の金額 ロ ⑬の金額		⑮	
	中会社のS ₁ の金額	(⑫と⑬とのいずれか低い方の金額 × Lの割合) ÷ 0. + (⑬の金額 × (1 - Lの割合) ÷ 0.)		⑯	
	小会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額 × 0.50) + (⑬の金額 × 0.50)		⑰	
2. S ₂ の金額	課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑰の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の⑱+⑲-⑳の金額)(注)	株式等に係る評価差額に相当する金額 (⑳-㉑)	
	⑱	千円	⑲	千円	
	S ₂ の純資産価額相当額 (⑱-㉑)		課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)	S ₂ の金額 (㉒÷㉓)	
⑳	千円	㉓	株	㉒	
3. 株式等保有特定会社の株式の価額		1株当たりの純資産価額(第5表の⑪の金額(第5表の⑫の金額があるときはその金額))	S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 (⑭、⑮、⑯又は⑰)+ ㉒)	株式等保有特定会社の株式の価額 (㉓と㉒とのいずれか低い方の金額)	
㉔		円	㉕	円	

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等（抜粋）

（単位：円）

業種目		B	C	D	A (株価)	A（株価）【上段：各月の株価、 下段：課税時期の属する月以前 2年間の平均株価】				
						前年 平均	本年 1月分	2月分	3月分	4月分
大分類	番号	配当 金額	利益 金額	簿価 純資産 価額						
中分類										
小分類										
小売業	79	3.9	27	198	302	324 305	327 307	334 309	326 311	
各種商品小売業	80	2.9	25	185	269	292 288	290 289	290 289	283 288	
織物・衣服・身の 回り品小売業	81	5.8	28	213	326	330 337	331 338	328 339	317 339	
飲食料品小売業	82	4.2	31	222	296	322 298	325 300	323 302	316 303	
機械器具小売業	83	4.2	29	194	279	297 280	308 282	322 285	310 286	
その他の小売業	84	3.6	26	191	305	335 306	335 308	345 311	340 313	
医薬品・化粧品 小売業	85	4.8	41	223	505	577 492	573 498	597 504	595 510	
その他の小売業	86	3.3	22	182	249	267 254	269 256	274 257	268 258	
無店舗小売業	87	2.4	19	185	364	378 356	390 360	409 364	396 367	

（注） 上記業種目別株価等の数値は、仮定の数値である。

業種目別株価等一覧表（参考）

（単位：円）

業種目		B 配当 金額	C 利益 金額	D 簿価 純資産 価額	A（株価）										
大分類	番号				3月分					4月分					
					①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	
中分類	小分類	課税時期 の属する 月以前 2年間の 平均株価	前年 平均 株価	課税時期 の属する 月の 前々月	課税時期 の属する 月の前月	課税時期 の属する 月	課税時期 の属する 月以前 2年間の 平均株価	前年 平均 株価	課税時期 の属する 月の 前々月	課税時期 の属する 月の前月	課税時期 の属する 月				
小売業		79	3.9	27	198	309	302	324	327	334	311	302	327	334	326
各種商品小売業		80	2.9	25	185	289	269	292	290	290	288	269	290	290	283
織物・衣服・身の 回り品小売業		81	5.8	28	213	339	326	330	331	328	339	326	331	328	317
飲食物品小売業		82	4.2	31	222	302	296	322	325	323	303	296	325	323	316
機械器具小売業		83	4.2	29	194	285	279	297	308	322	286	279	308	322	310
その他の小売業		84	3.6	26	191	311	305	335	335	345	313	305	335	345	340
医薬品・化粧品 小売業		85	4.8	41	223	504	505	577	573	597	510	505	573	597	595
その他の小売業		86	3.3	22	182	257	249	267	269	274	258	249	269	274	268
無店舗小売業		87	2.4	19	185	364	364	378	390	409	367	364	390	409	396

（注） 上記業種目別株価等の数値は、仮定の数値である。

倍 率 表

市区町村名：武蔵村山市

立川税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
き	岸2～5丁目	市街化調整区域	50	1.1	—	中	15中	40	—		
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
さ	残堀3・4丁目	市街化調整区域	50	1.0	—	中	14中	40	—		
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
ち	中央5丁目	市街化調整区域	—	—	—	中	40	—			
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
な	中藤2～5丁目	市街化調整区域	50	1.1	—	中	14中	40	—		
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
	中原4・5丁目	市街化調整区域	—	—	—	中	14	—	—		
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
ほ	本町3～6丁目	市街化調整区域	50	1.1	中	14中	14中	40	—		
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
み	三ッ木3～5丁目	市街化調整区域	50	1.2	—	中	15中	40	—		
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
	上記以外の地域	全域	—	路線	比準	比準	比準	比準			

○配偶者居住権等の評価明細書
 配偶者居住権等の評価明細書

所有者	建物	(被相続人氏名) (①持分割合)	(配偶者氏名) (持分割合)	所在地番 (住居表示) ()	
	土地	(被相続人氏名) (②持分割合)	(共有者氏名) (持分割合)	(共有者氏名) (持分割合)	
居住建物の内容	建物の耐用年数	(建物の構造) ※裏面《参考1》参照			年 (③)
	建築後の経過年数	(建築年月日) (配偶者居住権が設定された日) ____年__月__日 から ____年__月__日 … ____年 [6月以上の端数は1年 6月未満の端数は切捨て]			年 (④)
	建物の利用状況等	建物のうち賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の合計			m ² (⑤)
		建物の床面積の合計			m ² (⑥)
の配偶者居住年数等	〔存続期間が終身以外の場合の存続年数〕 (配偶者居住権が設定された日) (存続期間満了日) (平均余命) ⑧ ____年__月__日 から ____年__月__日 … ____年 [6月以上の端数は1年 6月未満の端数は切捨て]			存続年数 (⑦) 年	
	〔存続期間が終身の場合の存続年数〕 (配偶者居住権が設定された日における配偶者の満年齢) ※裏面《参考2》参照 ____歳 (生年月日 ____年__月__日、性別 ____) … ____年 [③と⑧のいずれか短い年とし、④がない場合は⑧の年数]			復利現価率 ※裏面《参考3》参照 0.	
評価の基礎となる価額	建物	賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税評価額			円 (⑨)
		共有でないものとした場合の相続税評価額			円 (⑩)
		相続税評価額	(⑩の相続税評価額)	(①持分割合)	円 (円未満四捨五入) (⑪)
	土地	建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額			円 (⑫)
		共有でないものとした場合の相続税評価額			円 (⑬)
		相続税評価額	(⑬の相続税評価額)	(②持分割合)	円 (円未満四捨五入) (⑭)

(令和五年一月一日以降用)

○配偶者居住権の価額

(⑨の相続税評価額)	(⑤賃貸以外の床面積)	(⑥居住建物の床面積)	(①持分割合)	円 (円未満四捨五入) (⑮)
円 ×	$\frac{m^2}{m^2}$	×		
(⑬の金額)	(⑮の金額)	(③耐用年数-④経過年数-⑦存続年数)	(⑧復利現価率)	円 (配偶者居住権の価額) (円未満四捨五入) (⑯)
円 -	円 ×	$\frac{\text{分子}}{\text{分母}}$	× 0.	

○居住建物の価額

(⑭の相続税評価額)	(⑯配偶者居住権の価額)	円 (⑰)
円 -	円	

○配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額

(⑬の相続税評価額)	(⑤賃貸以外の床面積)	(⑥居住建物の床面積)	(①と②のいずれか低い持分割合)	円 (円未満四捨五入) (⑱)
円 ×	$\frac{m^2}{m^2}$	×		
(⑱の金額)	(⑲の金額)	(⑧復利現価率)		円 (敷地利用権の価額) (円未満四捨五入) (⑳)
円 -	円 ×	0.		

○居住建物の敷地の用に供される土地の価額

(⑱の相続税評価額)	(⑲敷地利用権の価額)	円 (㉑)
円 -	円	

備考	
----	--

(注) 土地には、土地の上に存する権利を含みます。

居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書

(住居表示)	()
所在地番	
家屋番号	

(令和六年一月一日以降用)

※ ①から⑦まで (③を除きます。) を入力することで計算が可能です。

区分所有補正率の計算	A	① 築年数 (注1) 年			① × Δ0.033	
	B	② 総階数 (注2) 階	③ 総階数指数 (② ÷ 33) <small>(小数点以下第4位切捨て、1を超える場合は1)</small>		③ × 0.239 <small>(小数点以下第4位切捨て)</small>	
	C	④ 所在階 (注3) 階			④ × 0.018	
	D	⑤ 専有部分の面積 ㎡	⑥ 敷地の面積 ㎡	⑦ 敷地権の割合 (共有持分の割合) _____		
	D	⑧ 敷地利用権の面積 (⑥ × ⑦) <small>(小数点以下第3位切上げ)</small> ㎡	⑨ 敷地持分狭小度 (⑧ ÷ ⑤) <small>(小数点以下第4位切上げ)</small>			⑨ × Δ1.195 <small>(小数点以下第4位切上げ)</small>
	⑩ 評価乖離率 (A + B + C + D + 3.220)					
	⑪ 評価水準 (1 ÷ ⑩)					
	⑫ 区分所有補正率 (注4・5)					
	備考					

(注1) 「① 築年数」は、建築の時から課税時期までの期間とし、1年未満の端数があるときは1年として計算します。

(注2) 「② 総階数」に、地階(地下階)は含みません。

(注3) 「④ 所在階」について、一室の区分所有権等に係る専有部分が複数階にまたがる場合は階数が低い方の階とし、一室の区分所有権等に係る専有部分が地階(地下階)である場合は0とします。

(注4) 「⑫ 区分所有補正率」は、次の区分に応じたものになります(補正なしの場合は、「⑫ 区分所有補正率」欄に「補正なし」と記載します。)

区 分	区 分 所 有 補 正 率※
評 価 水 準 < 0.6	⑩ × 0.6
0.6 ≤ 評 価 水 準 ≤ 1	補正なし
1 < 評 価 水 準	⑩

※ 区分所有者が一棟の区分所有建物に存する全ての専有部分及び一棟の区分所有建物の敷地のいずれも単独で所有(以下「全戸所有」といいます。)している場合には、敷地利用権に係る区分所有補正率は1を下限とします。この場合、「備考」欄に「敷地利用権に係る区分所有補正率は1」と記載します。

ただし、全戸所有している場合であっても、区分所有権に係る区分所有補正率には下限はありません。

(注5) 評価乖離率が0又は負数の場合は、区分所有権及び敷地利用権の価額を評価しないこととしておりますので、「⑫ 区分所有補正率」欄に「評価しない」と記載します(全戸所有している場合には、評価乖離率が0又は負数の場合であっても、敷地利用権に係る区分所有補正率は1となります。)

(資4-25-4-A4統一)

2. 奥行価格補正率表等

付表 1

奥行価格補正率表

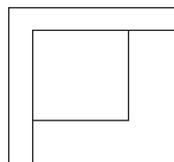
地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街 地区	高度商業 地区	繁華街 地区	普通商業 ・併用 住宅地区	普通住宅 地区	中小工場 地区	大工場 地区
4 未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4 以上 6 未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 〃 8 〃	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 〃 10 〃	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 〃 12 〃	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 〃 14 〃	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 〃 16 〃	0.92	1.00			0.98	0.98	
16 〃 20 〃	0.93		0.99	0.99			
20 〃 24 〃	0.94	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
24 〃 28 〃	0.95	0.97	0.97	0.97			
28 〃 32 〃	0.96	0.98	0.98	0.98	0.95		
32 〃 36 〃	0.97	0.96	0.96	0.97	0.93		
36 〃 40 〃	0.98	0.94	0.94	0.95	0.92		
40 〃 44 〃	0.99	0.92	0.92	0.93	0.91		
44 〃 48 〃	1.00	0.90	0.90	0.91	0.90		
48 〃 52 〃		0.99	0.88	0.89	0.89		
52 〃 56 〃	0.98	0.87	0.87	0.88	0.88		
56 〃 60 〃	0.97	0.86	0.86	0.87	0.87		
60 〃 64 〃	0.96	0.85	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 〃 68 〃	0.95	0.84	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 〃 72 〃	0.94	0.83	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 〃 76 〃	0.93	0.82	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 〃 80 〃	0.92	0.81	0.81	0.82			
80 〃 84 〃	0.90	0.80	0.80	0.81	0.82	0.93	
84 〃 88 〃	0.88			0.80			
88 〃 92 〃	0.86			0.81	0.90		
92 〃 96 〃	0.99	0.84					
96 〃 100 〃	0.97	0.82					
100 〃	0.95	0.80			0.80		

付表 2

側方路線影響加算率表

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

(注) 準角地とは、次図のように一系統の路線の屈折部の内側に位置するものをいう。



付表 3

二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街地区	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業・併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区	0.02

付表 4

地積区分表

地区区分 \ 地積区分	A	B	C
高度商業地区	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街地区	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅地区	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅地区	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場地区	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

付表 5

不整形地補正率表

地区区分 かげ地割合 地積区分	高度商業地区、繁華街地区、 普通商業・併用住宅地区、 中小工場地区			普通住宅地区		
	A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% 〃	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% 〃	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% 〃	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% 〃	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% 〃	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% 〃	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% 〃	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% 〃	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% 〃	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% 〃	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% 〃	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

(注) 1 不整形地の地区区分に応ずる地積区分は、付表4「地積区分表」による。

2 かげ地割合は次の算式により計算した割合による。

$$\text{「かげ地割合」} = \frac{\text{想定整形地の地積} - \text{不整形地の地積}}{\text{想定整形地の地積}}$$

付表 6

間口狭小補正率表

地区区分 間口距離 (メートル)	ビル街 地区	高度商業 地区	繁華街 地区	普通商業 ・併用 住宅地区	普通住宅 地区	中小工場 地区	大工場 地区
4未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上 6未満	—	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 〃 8 〃	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 〃 10 〃	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00	0.95	0.95
10 〃 16 〃	0.97					1.00	0.97
16 〃 22 〃	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	0.98
22 〃 28 〃	0.99					1.00	0.99
28 〃	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

付表7

奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街地区	高度商業地区 繁華街地区 普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
	2以上 3未満	1.00	1.00	0.98	1.00
3 " 4 "	0.99		0.96	0.99	
4 " 5 "	0.98		0.94	0.98	
5 " 6 "	0.96		0.92	0.96	
6 " 7 "	0.94		0.90	0.94	
7 " 8 "	0.92			0.92	
8 "	0.90		0.90		

付表8

がけ地補正率表

がけ地の方位 がけ地地積 総地積	南	東	西	北
	0.10以上	0.96	0.95	0.94
0.20 "	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 "	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 "	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 "	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 "	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 "	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 "	0.70	0.65	0.60	0.53

付表9

特別警戒区域補正率表

特別警戒区域の地積 総地積	補正率
0.10以上	0.90
0.40以上	0.80
0.70以上	0.70

(注) がけ地補正率の適用がある場合においては、この表により求めた補正率にがけ地補正率を乗じて得た数値を特別警戒区域補正率とする。ただし、その最小値は0.50とする。

都市計画道路予定地の区域内にある宅地に係る補正率

地区区分 容積率 地積割合	ビル街地区、 高度商業地区		繁華街地区、普通商業・併用住宅地区				普通住宅地区、 中小工場地区、 大工場地区		
	700%未満	700%以上	300%未満	300%以上 400%未満	400%以上 500%未満	500%以上	200%未満	200%以上 300%未満	300%以上
30%未満	0.88	0.85	0.97	0.94	0.91	0.88	0.99	0.97	0.94
30%以上60%未満	0.76	0.70	0.94	0.88	0.82	0.76	0.98	0.94	0.88
60%以上	0.60	0.50	0.90	0.80	0.70	0.60	0.97	0.90	0.80

(注) 地積割合とは、その宅地の総地積に対する都市計画道路予定地の部分の地積の割合をいう。
規模格差補正率

$$\frac{\text{A} \times \text{B} + \text{C}}{\text{地積規模の大きな宅地の地積 (A)}} \times 0.8 \text{ (小数点以下2位未満切捨)}$$

(1) 三大都市圏に所在する宅地

地区区分 地積㎡ 記号	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	③	④
500以上 1,000未満	0.95	25
1,000 〃 3,000 〃	0.90	75
3,000 〃 5,000 〃	0.85	225
5,000 〃	0.80	475

(2) 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分 地積㎡ 記号	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	③	④
1,000以上 3,000未満	0.90	100
3,000 〃 5,000 〃	0.85	250
5,000 〃	0.80	500

3. 奥行価格補正率表等（学習用）

● 使用 方 法 ●

奥行価格補正率表等（学習用）は、財産評価に必要な補正率等をまとめてあります。

切り取り線に従って以降のページを切り放し、必要に応じて、ご参照下さい。

付表1 奥行価格補正率表

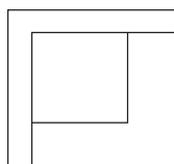
地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街 地区	高度商業 地区	繁華街 地区	普通商業 ・併用 住宅地区	普通住宅 地区	中小工場 地区	大工場 地区				
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85				
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90				
6〃 8〃	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93				
8〃 10〃	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95				
10〃 12〃	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96				
12〃 14〃	0.91	1.00	1.00	1.00		0.97	0.97				
14〃 16〃	0.92					0.98	0.98				
16〃 20〃	0.93					0.99	0.99				
20〃 24〃	0.94					1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
24〃 28〃	0.95								0.97		0.97
28〃 32〃	0.96								0.98		0.95
32〃 36〃	0.97								0.96		0.93
36〃 40〃	0.98				0.94				0.92		
40〃 44〃	0.99	0.92	0.91								
44〃 48〃	1.00	0.90	0.91	0.90							
48〃 52〃		0.99	0.88	0.89	0.89						
52〃 56〃		0.98	0.87	0.88	0.88						
56〃 60〃		0.97	0.86	0.87	0.87						
60〃 64〃		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99					
64〃 68〃		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98					
68〃 72〃		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97					
72〃 76〃		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96					
76〃 80〃	0.92	0.81	0.82	0.80	0.82						
80〃 84〃	0.90	0.80	0.80			0.81	0.90				
84〃 88〃	0.88										
88〃 92〃	0.86										
92〃 96〃	0.99							0.84			
96〃 100〃	0.97							0.82			
100〃	0.95							0.80			



付表2 側方路線影響加算率表

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

(注) 準角地とは、次図のように一系統の路線の屈折部の内側に位置するものをいう。



付表3 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街地区	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業・併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区	0.02

付表4 地積区分表

地区区分 \ 地積区分	A	B	C
高度商業地区	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街地区	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅地区	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅地区	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場地区	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

付表5 不整形地補正率表

地区区分 かげ地割合	高度商業地区、繁華街地区、 普通商業・併用住宅地区、 中小工場地区			普通住宅地区		
	A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% 〃	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% 〃	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% 〃	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% 〃	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% 〃	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% 〃	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% 〃	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% 〃	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% 〃	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% 〃	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% 〃	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

(注) 1 不整形地の地区区分に応ずる地積区分は、付表4「地積区分表」による。

2 かげ地割合は次の算式により計算した割合による。

$$\text{「かげ地割合」} = \frac{\text{想定整形地の地積} - \text{不整形地の地積}}{\text{想定整形地の地積}}$$

付表6 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離 (メートル)	ビル街 地区	高度商業 地区	繁華街 地区	普通商業 ・併用 住宅地区	普通住宅 地区	中小工場 地区	大工場 地区
4未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上 6未満	—	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 〃 8 〃	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 〃 10 〃	0.95	1.00	1.00		1.00	0.95	0.95
10 〃 16 〃	0.97			1.00			
16 〃 22 〃	0.98	1.00	1.00		0.98		
22 〃 28 〃	0.99			1.00		1.00	0.99
28 〃	1.00	1.00	1.00		1.00		

付表7 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街地区	高度商業地区 繁華街地区 普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
	2以上 3未満	1.00	1.00	0.98	1.00
3 " 4 "	0.99		0.96	0.99	
4 " 5 "	0.98		0.94	0.98	
5 " 6 "	0.96		0.92	0.96	
6 " 7 "	0.94		0.90	0.94	
7 " 8 "	0.92			0.92	
8 "	0.90		0.90		

付表8 かけ地補正率表

かけ地の方位 かけ地地積 総地積	南	東	西	北
	0.10以上	0.96	0.95	0.94
0.20 "	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 "	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 "	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 "	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 "	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 "	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 "	0.70	0.65	0.60	0.53

付表9 特別警戒区域補正率表

特別警戒区域の地積 総地積	補正率
0.10以上	0.90
0.40以上	0.80
0.70以上	0.70

(注) かけ地補正率の適用がある場合においては、この表により求めた補正率にかけ地補正率を乗じて得た数値を特別警戒区域補正率とする。ただし、その最小値は0.50とする。

都市計画道路予定地の区域内にある宅地に係る補正率

地区区分 容積率 地積割合	ビル街地区、 高度商業地区		繁華街地区、普通商業・併用住宅地区				普通住宅地区、 中小工場地区、 大工場地区		
	700%未満	700%以上	300%未満	300%以上 400%未満	400%以上 500%未満	500%以上	200%未満	200%以上 300%未満	300%以上
30%未満	0.88	0.85	0.97	0.94	0.91	0.88	0.99	0.97	0.94
30%以上60%未満	0.76	0.70	0.94	0.88	0.82	0.76	0.98	0.94	0.88
60%以上	0.60	0.50	0.90	0.80	0.70	0.60	0.97	0.90	0.80

(注) 地積割合とは、その宅地の総地積に対する都市計画道路予定地の部分の地積の割合をいう。

規模格差補正率

$$\frac{\text{A} \times \text{B} + \text{C}}{\text{地積規模の大きな宅地の地積 (A)}} \times 0.8 \text{ (小数点以下2位未満切捨)}$$

(1) 三大都市圏に所在する宅地

地区区分 地積㎡ 記号	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	③	④
500以上 1,000未満	0.95	25
1,000 〃 3,000 〃	0.90	75
3,000 〃 5,000 〃	0.85	225
5,000 〃	0.80	475

(2) 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分 地積㎡ 記号	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	③	④
1,000以上 3,000未満	0.90	100
3,000 〃 5,000 〃	0.85	250
5,000 〃	0.80	500